

産商第34号

平成15年5月19日

株式会社 オートバックスセブン  
代表取締役 住野公一様

京都市長 榎本頼兼

大規模小売店舗立地法第8条第7項に基づく届出に対する市の勧告について  
(通知)

平成15年3月24日付けの大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第8条第7項に基づく届出に対する市の勧告について、下記のとおり通知します。

#### 記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)スーパーオートバックス京都  
京都市右京区西院安塚町1番地

2 法第9条第1項の規定による勧告について

法第8条第7項に基づく届出及び自主的対応策を検討したところ、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態に至らないと判断し、勧告を行わないものとしします。

3 その他

今回、上記のとおり勧告を行わないと判断しましたが、届出者においては、店舗南側の夜間における騒音の軽減を図るため、夜間の時間帯には葛野大路側の出入口について出口としての使用を制限するとともに、店舗南側の車路の幅員を狭め緑地帯を拡幅するなど、提示のあった自主的対応策を確実に実行される必要があります。

また、当該大規模小売店舗開業後、夜間の時間帯における葛野大路側の入口の使用について騒音の軽減を図る必要が生じるなど、新たな問題が発生した場合には、状況を正確に把握し、対策を講じることが望まれます。